

○令和六年国土交通省告示第三百四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して子育て対応改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第十五項の規定により、告示する。

- 一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、令和六年国土交通省告示第三百五号（以下単に「告示」という。）第一号から第五号までに掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

告示第一号イに掲げる工事	一万千円	当該工事の箇所数
告示第一号ロに掲げる工事（日本産業規格A五九一七に規定する衝撃緩和型畳床（以下単に「衝撃緩和型畳床」という。）に取り替えるものを除く。）	七千円	当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）
告示第一号ロに掲げる工事のうち、衝撃緩和型畳床に取り替えるもの	八千三百円	当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）
告示第一号ハに掲げる工事のうち、バルコニーに手すりを取り付けるもの	一万三千五百円	当該手すりの長さ （単位 メートル）
告示第一号ハに掲げる工事のうち、二階以上の窓に手すりを取り付けるもの	二万三百円	当該手すりの本数
告示第一号ハに掲げる工事のうち、廊下又は階段（開放されている側に限る。）に手すりを取り付けるもの	三万六千三百円	当該手すりの長さ （単位 メートル）

告示第一号ニに掲げる工事	十萬四千五百円	当該工事の箇所数
告示第一号ホに掲げる工事(据付工事以外の工事を伴うものを除く。)	一万五千元	当該工事の箇所数
告示第一号ホに掲げる工事のうち、据付工事以外の工事を伴うもの	十一万五千元	当該工事の箇所数
告示第一号へに掲げる工事のうち、同へ(1)に掲げる基準に適合するコンセントに取り替えるもの	四千元	当該工事の箇所数
告示第一号へに掲げる工事のうち、同へ(2)に掲げる基準に適合するコンセントに取り替えるもの	七千百円	当該工事の箇所数
告示第二号に掲げる工事	百四十七万七千二百円	当該工事の箇所数
告示第三号に掲げる工事のうち、住戸の出入口として使用される開口部の戸を取り替えるもの	三十九万六千五百円	当該工事の箇所数
告示第三号に掲げる工事のうち、サッシ及びガラスを取り替えるもの	五万七千四百円	当該開口部の面積 (単位 平方メートル)
告示第三号に掲げる工事のうち、面格子を取り付けるもの	五万五千四百円	当該工事の箇所数
告示第四号に掲げる工事	十六万三千九百円	当該収納設備の水平投影面積 (単位 平方メートル)
告示第五号イに掲げる工事	五万二千四百円	当該窓の面積 (単位 平方メートル)
告示第五号ロに掲げる工事	一万七千四百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

告示第五号ハに掲げる工事	三万九千九百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
--------------	---------	--------------------------

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、告示第六号に掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる工事の内容の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額（当該イ又はロに掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

イ 告示第六号に掲げる工事（ロに該当する工事を除く。） 十五万九千四百円に間仕切壁（同号に規定する間仕切壁をいう。ロにおいて同じ。）の位置の変更に係る箇所数を乗じて得た金額

ロ 告示第六号に掲げる工事のうち、間仕切壁の位置の変更以外の修繕又は模様替を伴う工事 一平方メートル当たり二万六千八百円に当該工事の施工面積を乗じて得た金額  
(次の表の上欄に掲げる場合には、当該金額に、同表の下欄に定める額を加算した金額)

告示第六号ロ又はハに掲げる工事として、調理室の位置を変更する場合	百三十四万六千九百円
告示第六号ロに掲げる工事として、浴室の位置を変更する場合	九十七万千円
告示第六号ロに掲げる工事として、便所の位置を変更する場合	四十万二千円
告示第六号ロに掲げる工事として、洗面所の位置を変更する場合	四十八万二千円

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第五〇〇号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する。